

新莊川水系 流域での取組と検討事項

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる



1 洪水を安全に「ながす」対策

- (1) 河川整備の推進【高知県】
- (2) 適切な河川等の維持管理【高知県】

2 流域で雨水を「ためる」対策

- (1) 森林の保全・整備
【四国森林管理局、森林整備センター、高知県、須崎市、津野町、流域関係者】
- (2) 農地の保全・整備【高知県、須崎市、津野町、流域関係者】

3 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

- (1) 砂防関係施設の整備【高知県】
- (2) 地震・津波対策【高知県】

4 水害に「そなえる」対策

- (1) 土地利用の検討【高知県、須崎市、津野町】
- (2) 土砂災害特別警戒区域外への重要施設の移転【津野町】
- (3) 水位計・カメラの設置、水位情報及び土砂災害警戒情報等の提供【高知県】
- (4) 避難の判断に必要な情報の提供（高知県防災アプリの活用）【高知県】
- (5) 各種浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定、公表【高知県、須崎市】
- (6) 各種ハザードマップの作成、公表、周知【須崎市、津野町】
- (7) 安全な避難のための取組・防災教育【高知県、須崎市、津野町、流域関係者】
（要配慮者利用施設避難確保計画の作成の促進、自主防災活動の推進、防災教育）
- (8) 発災時の応急措置及び発災後の早期復旧のための取組【国、高知県、須崎市、津野町】
（防災拠点と緊急輸送ルートの確保、災害時の支援協定）
- (9) 下水道における対策【高知県、須崎市】

イメージ図

従来型治水
(ながす)



ためる



とどめる



そなえる

新莊川

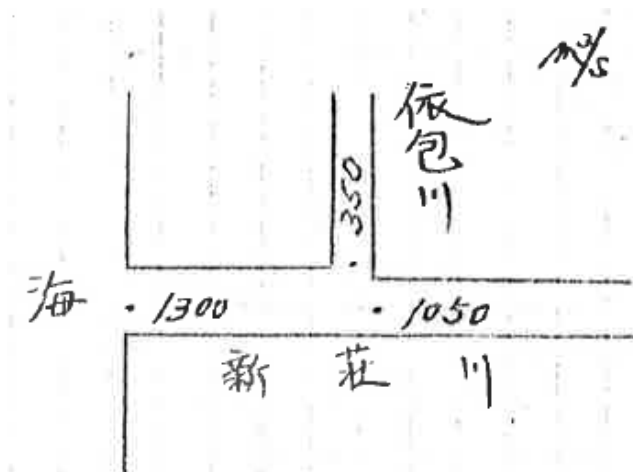
新莊川は、下流の平地部が築堤区間になっていることもあり、昭和50年台風5号、昭和59年豪雨などで破堤や有堤部溢水により浸水被害が発生している。依包川や坂ノ川川などの支川については、局部的な改修が行われてきたが、本川については、計画的な河道改修工事が実施されていないことから、現在、改修計画の検討を行っている。



新莊川橋（0.3km）から上流を望む



長竹橋（1.3km）から上流を望む
【新莊川の現況】



【計画高水流量配分図】 ※依包川局部改良事業水理計算書より

年度	事業名	摘要
S. 27	局部改良事業	支川：長竹川
S. 27 S. 43～S. 46	局部改良事業	支川：坂ノ川川
S. 56～H. 8	局部改良事業	支川：依包川
S. 47～S. 56	小規模河川改修事業	支川：坂ノ川川

【治水事業の実施状況】

全体計画	R4年度まで	R5年度	R6～8年度	R9年度以降
河川整備計画策定 河川改修等	河川整備計画検討 魚道整備	魚道モニタリング調査	モニタリングを踏まえた追加整備	整備計画策定 河川改修等

※R5年度当初予算ベースでの計画であり、計画変更の可能性あり

洪水の流下に支障を及ぼす土砂の撤去を毎年度実施。

局所洗堀や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。

新莊川

土砂堆積状況



土砂撤去後



土砂堆積状況



土砂撤去後



- 新莊川流域市町には、民有林2.5万ha、国有林0.3万ha、計2.8万ha（うち人工林1.7万ha）の森林（流域市町村の土地面積の約84%）が存在。
- これまでの5年間に於いて、植林や間伐などの森林整備事業を1,360ha、溪間工9箇所、山腹工0.36haの治山事業を実施。
- 森林は山地災害防止機能や水源かん養機能等の公益的機能を有しており、この機能の適切な発揮に向け森林整備・保全の実施が重要。

新莊川流域の森林の整備・保全に向け、関係機関と連携し森林整備及び治山事業を計画的に実施し、樹木の生長や下層植生の繁茂を促し森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進します。

I 森林の有する機能について

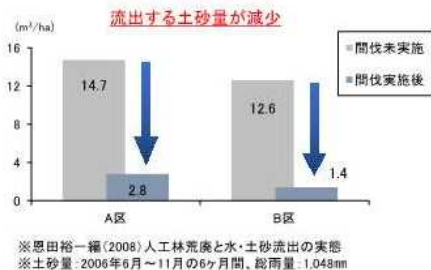
1. 持続可能な森林経営

森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、適切な森林の経営管理により、豊かな人工林資源を「伐って、使って、植える」という形の循環利用が必要。



2. 森林施業による土砂流出抑制効果等

森林整備により下層植生を繁茂させ、降雨に伴う土砂流出を抑制。



III 森林の整備・保全

植林



間伐



(実施前)

(実施後)

水源林の整備



針広混交林



育成複層林

治山事業



溪間工

II これまでの実施状況 (過去5年間の実績)

(単位：ha、溪間工は箇所)

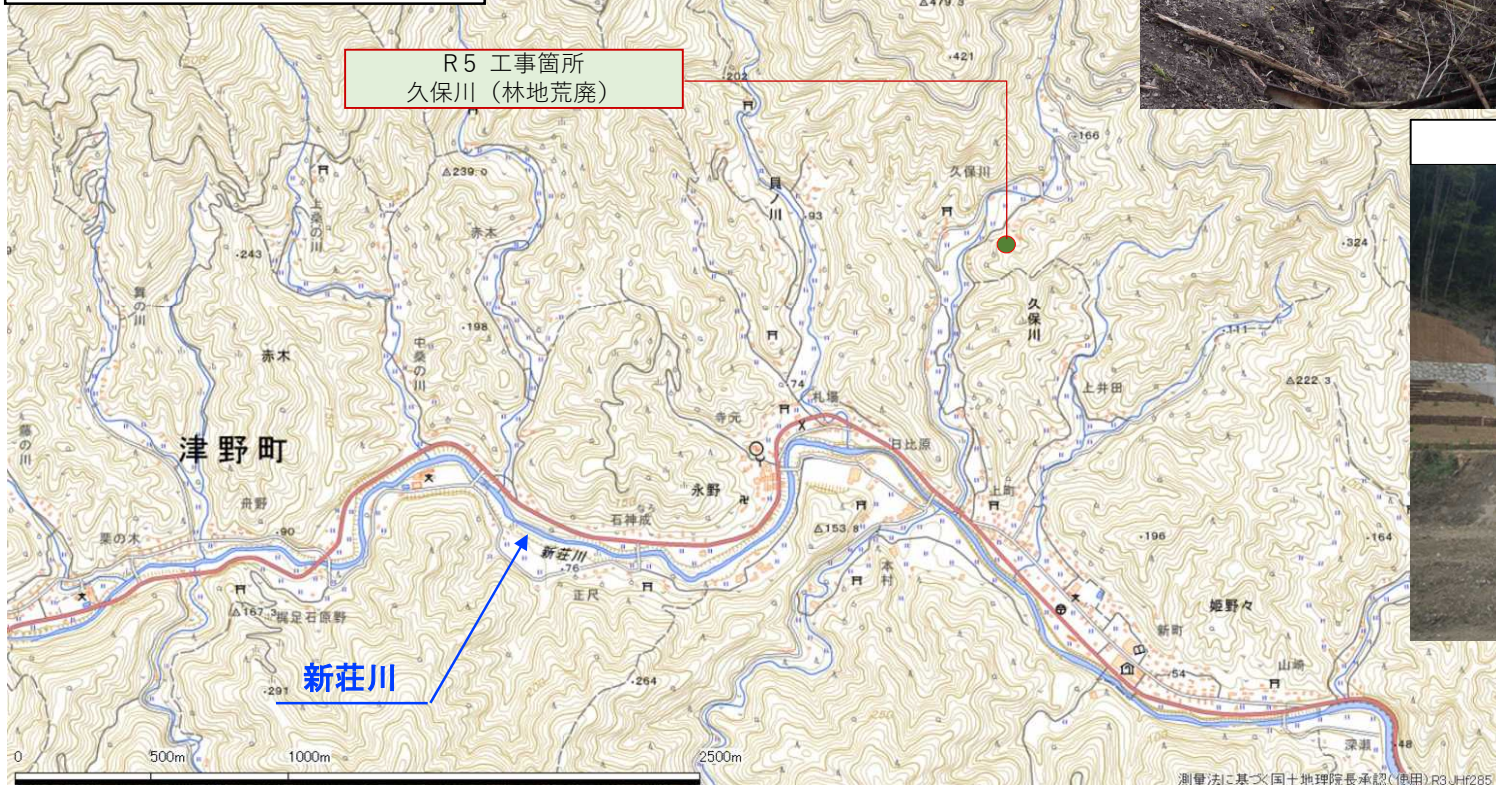
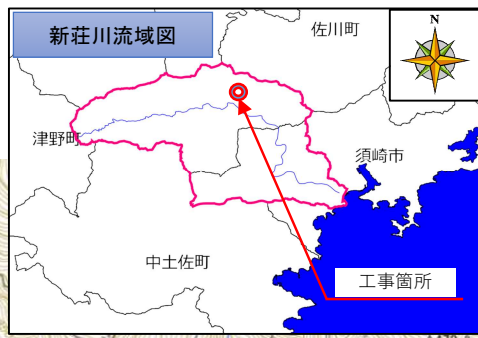
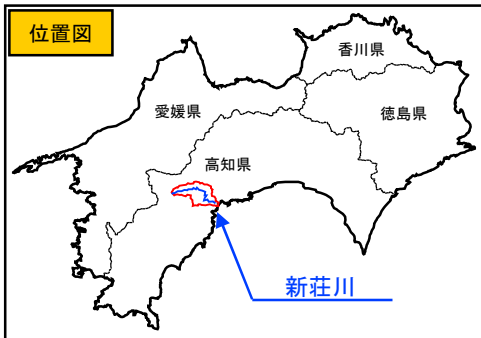
	H29	H30	R元	R2	R3	計	
森林整備事業	215	244	351	297	253	1,360	
治山事業	溪間工	4	1	-	2	2	9
	山腹工	0.09	-	-	0.13	0.14	0.36

※ 高知県の森林・林業・木材産業及び四国森林管理局業務資料より
※ 新莊川流域に係る高知県の市町村内の実績を計上

◆森林の整備・保全を行う機関と事業◆

林野庁 四国森林管理局：森林整備事業、治山事業
 (国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 高知水源林整備事務所：水源林造成事業
 高知県：造林事業、木材安定供給推進事業、みどりの環境整備支援事業、山地治山事業、水源地域等保安林整備事業、山地防災事業等
 市町村：森林環境譲与税を活用する事業等

- 豪雨により浸食崩壊が発生し、土砂が溪床内に不安定な状態で堆積するとともに倒木も見られる。
- 治山施設（谷止工等）の整備により、溪岸侵食の拡大及び下流への土砂や流木の流出を防ぐため、津野町久保川で林地荒廃防止事業を実施する。



○国土の保全、水源の涵養（かんよう）などの多面的機能を発揮するには、農地を保全することが必要

○そのため、農地の整備などの基盤整備や地域の住民主体による農業用施設の適正管理等を推進することにより、耕作放棄を抑制し、農地を維持

<高知県における農地の現状>

農振農用地28,500ha 耕地面積25,800ha 水田面積19,500ha 水稻作付面積10,800ha

※令和4年データ



I これまでの取り組み実績について（流域内）

○農地の整備済面積（単位:ha）

基盤整備事業	令和4年度まで
流域のほ場整備面積	106.2

※県農業基盤課調べ



○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

多面的機能支払交付金	H30	R元	R 2	R 3	R 4
取組面積(活動組織数)	157(12)	156(12)	162(13)	162(13)	162(13)

※交付金対象農地は、農振農用地

II 今後の取り組みについて（県下全域）

○基盤整備の推進

- 土地条件（形状や排水等）が悪い農地は耕作放棄が増加
- ⇒ 地形条件や地域のニーズに応じた農地の整備を実施し、効率的な営農を行うことで農地を保全
- 農業水利施設の整備により、新たな湛水被害等を防止

○多面的機能支払交付金の実施面積の拡大、活動の充実化

- 農地として管理し、耕作放棄の発生を抑制
- 多面的機能（水源の涵養など）を維持
- 田んぼダムの検討（取組にあたっての課題整理、住民の意識醸成等）



○農地の整備済面積及び単年度整備面積（単位:ha）

年度	H30	R元	R 2	R3	R4	・	R5(目標)
整備済面積	10,067	10,094	10,120	10,132	10,165	⇒	10,331
単年度整備	21.0	27.1	25.8	12.4	33.2	⇒	81.0

※県農業基盤課調べ

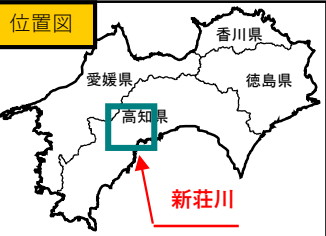
○多面的機能支払交付金の取組面積及び組織数（単位:ha・組織）

年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	・	R5(目標)
取組面積	9,437	9,211	9,603	9,607	9,506	⇒	9,800
組織数	341	333	336	336	332	⇒	-

※交付金対象農地は、農振農用地

○新莊川流域を含む須崎市では、土砂災害警戒区域1,147箇所、土砂災害特別警戒区域1,068箇所、津野町では、土砂災害警戒区域676箇所、土砂災害特別警戒区域648箇所がある。

○砂防関係施設の整備により、土砂や流木の流出を防止・抑制する。



黒石川(砂防)

栗ノ木(急傾)

新土居川(砂防)

全体計画	R4年度まで	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度以降
黒石川 (砂防)		R5年度 完成予定			
新土居川 (砂防)					R9年度 完成予定
栗ノ木地区 (急傾)					R10年度 完成予定

■ 須崎港海岸の地震・津波対策
 <津波被害の最小化に向けた海岸の地震・津波対策>

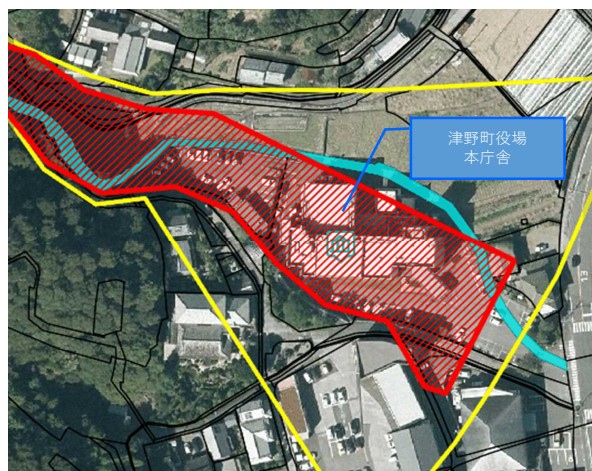
海岸事業 C = 約26億円
 【～ R4 (C=約21億円)】
 【R5～ (C=約5億円)】

凡例	整備年度
—	令和4年度まで
■	令和5年度予定
■	令和6年度以降予定



出典（高知港湾・空港整備事務所提供）

事業概要

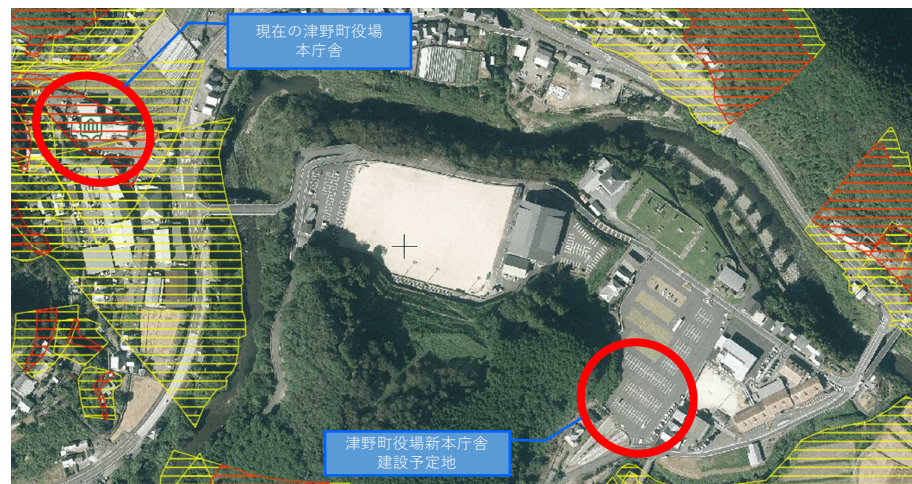


～防災からみた現在の津野町役場本庁舎の課題とその対策について～

本庁舎の北側に黒石川が流れ敷地内に暗渠が通っており、また現在の場所は土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている。これに加え、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準以降の昭和59年に建築されてはいるものの、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)より、震度6強～7程度の地震の場合、防災拠点となる施設の耐震性は「Is値0.9以上」が必要とされていることに対し、令和2年度に耐震診断を行った結果、庁舎内の一部で0.9を下回る箇所が見られた。あわせて、壁や床などにクラックがあり、雨漏り跡も複数箇所見られ老朽化も進んでいる。災害時に庁舎自体が被災する可能性を考慮し現在の場所から、警戒区域等の指定のない場所へ新庁舎を建設し、有事に対し万全を期する。

- ◆建築面積：1000.5㎡(延床面積：2386.4㎡)
- ◆構造：鉄筋コンクリート造(増築部分：鉄骨造、木造)

位置図



庁舎移設完成予想パース



- 建築面積：1535.23㎡(延床面積：2977.14㎡)
- 混構造（RC造＋鉄骨造＋木造）
- 令和6年度完成予定

高知県内の雨量・水位・ダム・堰の最新観測情報を提供。

高知県 水防観測情報

【観測情報】

雨量観測情報

水位観測情報

ダム観測情報

堰観測情報

河川監視カメラ情報

潮位観測情報

【リンク】

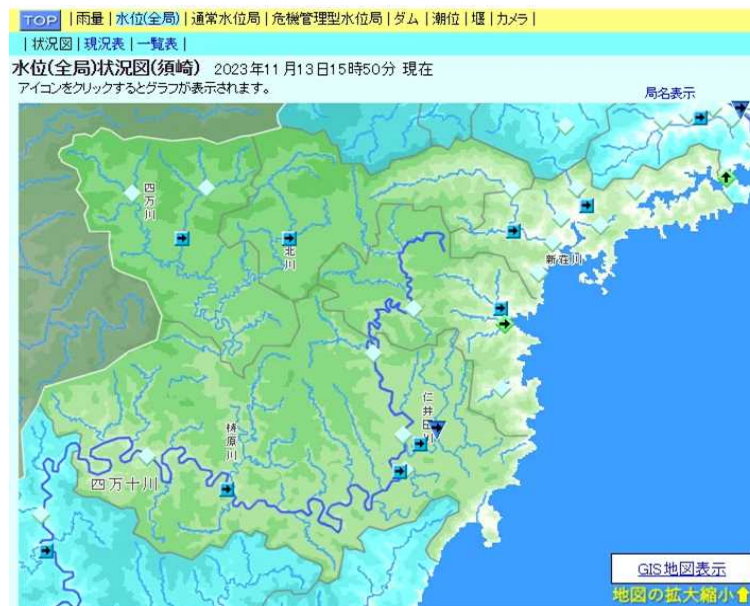
こうち防災情報

高知県

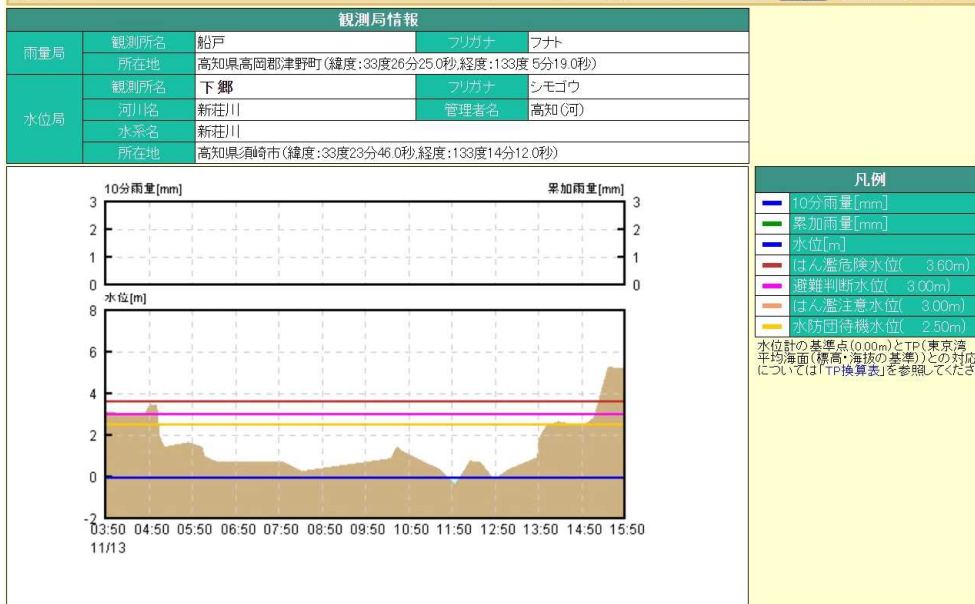
川の防災情報（国土交通省）

川の水位情報

気象庁



水位グラフ 2023年11月13日 15:00時 表示 10分 間隔表示



カメラ局名	下分
フリガナ	シモブン
管理者	高知(河)
水系名	新莊川
河川名	新莊川
所在地	須崎市 下分

表示画像をクリックすると拡大表示を行います。

高知県防災アプリ

- ▼ 気象情報や避難情報、河川水位や土砂災害の危険度など避難の判断に必要な情報を自動的にプッシュ通知。
- ▼ カメラ機能では、24時間前から現在までの河川水位の変化などを確認可能。
- ▼ 防災マップ機能では、開設された避難所の位置やハザードマップ、避難所までのルートなどの確認が可能。
- ▼ グループ機能で家族や近所の方を登録しておけば、自分の安全を知らせたり、SOSを発信することが可能。
- ▼ 幅広い年代が使用できるよう、各年代に合わせた「一般モード」、「ジュニア（こども）モード」、「シニア（高齢者）モード」の切替機能あり。
- ▼ R5年3月末のインストール数 54,020

自分の命を守るために
家族や知人を守るために

高知県防災アプリ

開設中の避難所はどこ？
台風の進路は？
川の水位を見たい
土砂災害の危険性はどれくらい？
どんな気象警報・避難情報？
雨量を知りたい

高知県公式アプリ！
インストールはこちら！
災害時に必要となる
防災情報をプッシュ通知でお知らせします

無料
高知防災

高知県防災アプリとは？

プッシュ通知 自分の住んでいる市町村などの防災情報をプッシュ通知でお知らせ

気象情報 雨量情報 河川水位情報
警報・注意情報 避難所防災情報

通知設定 プッシュ通知される防災情報や市町村を選択可能

防災情報 リアルタイムの雨量や避難情報などを表示

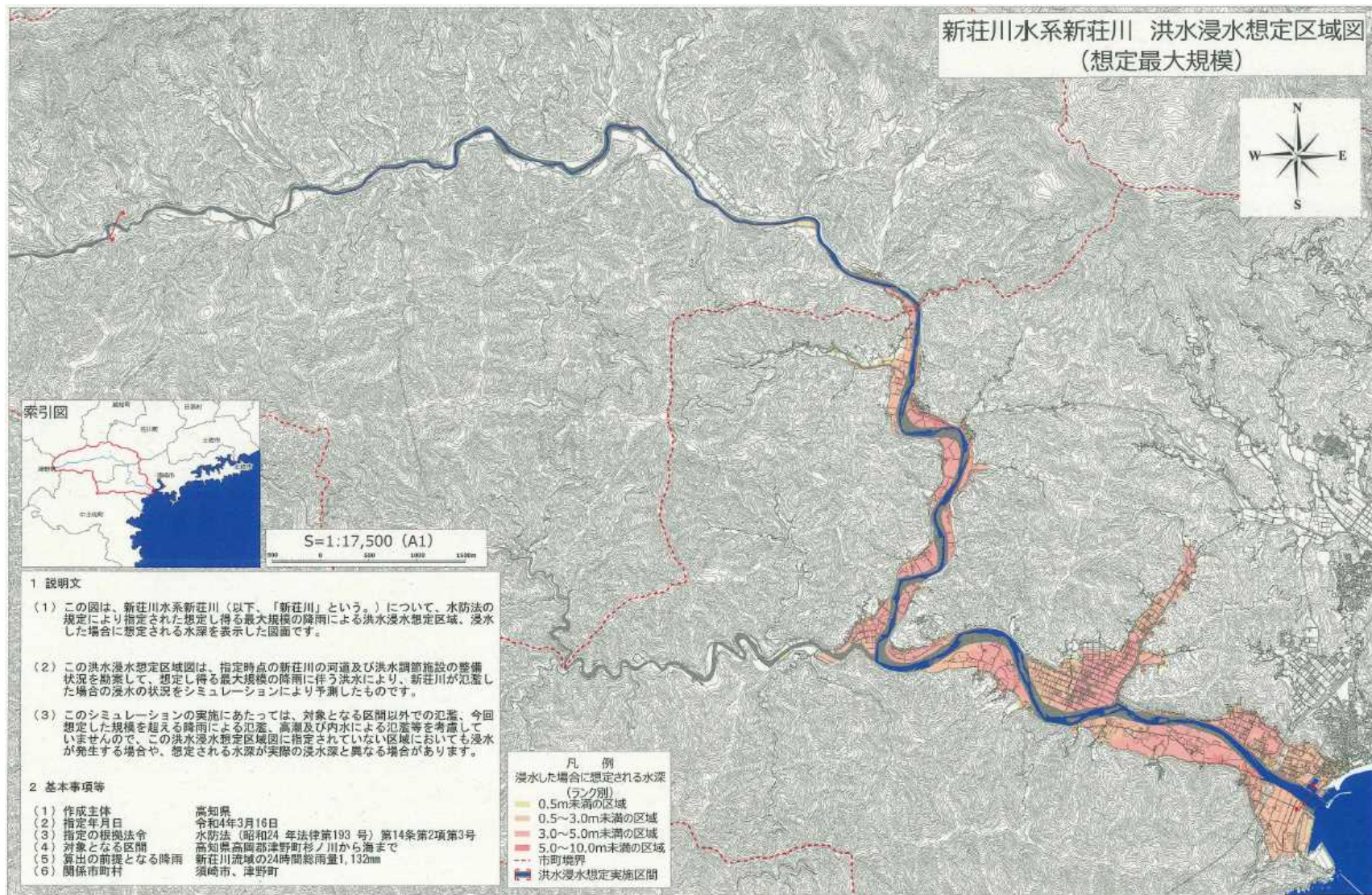
防災マップ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など各種ハザードのほか、開設中の避難所などを表示

カメラ 河川カメラなどのリアルタイム画像を表示

他にも、災害時に使える
安否確認・連絡機能や平時から
防災知識について学べる学習
コンテンツなどを搭載しちゅうきね！
日頃から利用し、
いざというときに備えちゅうき！

お問い合わせ窓口 高知県 危機管理課 危機管理・防災課
088-823-9320

- ・ 県内の防護対象がある全河川について、洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）を令和7年度末までに作成予定。
- ・ 新莊川水系については、令和4年3月16日に公表済。



①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する内水浸水想定区域を「雨水出水浸水想定区域」という。

（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような河川の堤防の決壊、河川からあふれた水による氾濫を伴うものや、「津波」や「高潮」による浸水は含まない。

②法改正の概要と目的

法改正の概要

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（通称：流域治水関連法）の施行（R3.7.15）により、雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大

【指定対象施設】

（改正前）地下街を有する地区での適用を想定した「水位周知下水道」

（改正後）上記に、「雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設」を追加
⇒雨水対策を目的として下水道施設を整備している市町村（区域）は、新たに雨水出水浸水想定区域を指定することが必要

【県内対象市町村（11市町）】

高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町

目 的

水害リスク情報の空白地帯の解消

- ▶ 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化（令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域の指定対象外の区域においても、多くの浸水被害が発生）
- ▶ 潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

③現状とこれまでの取り組み

現 状

県内で、想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図を作成している市町は無い。（全国では、R4.3末時点で約1割（105団体）が作成済み）

これまでの取り組み

- ▶ 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
- ▶ 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
- ▶ 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

④今後の取り組み

令和7年度末までに浸水想定区域図の作成・区域指定をすることを目標に取り組む

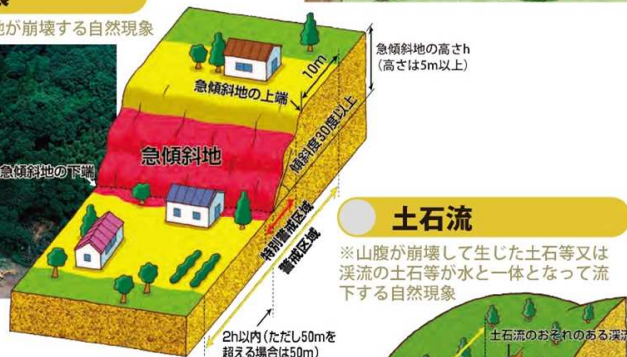
○新莊川流域を含む須崎市では、土砂災害警戒区域1,147箇所、土砂災害特別警戒区域1,068箇所、津野町では、土砂災害警戒区域676箇所、土砂災害特別警戒区域648箇所がある。

基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。

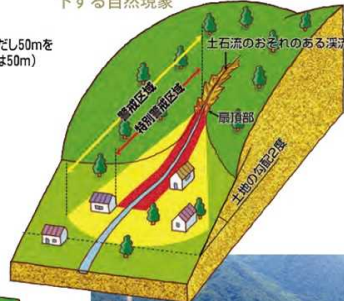
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域



警戒避難体制の整備
土砂災害のおそれのある区域を指定する。災害発生時の避難や救助を行うため、警戒避難体制の整備を図ります。【国土交通省】

警戒区域では

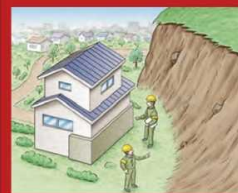
土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

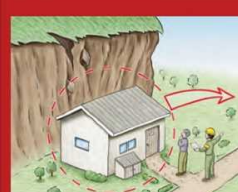


特定の開発行為に対する許可制
住宅生活環境の保全を図るため、土砂災害特別警戒区域の指定区域においては、一定の開発行為は、事前許可制となる。【国土交通省】

特別警戒区域ではさらに



建築の構造規制
土砂災害特別警戒区域の指定区域においては、一定の建築物の構造規制が求められる。【国土交通省】



建築物の移転助成
土砂災害特別警戒区域の指定区域においては、一定の建築物の移転助成が行われる。【国土交通省】

出典：土砂災害防止法「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律について（平成29年9月、全国地すべりがけ崩れ対策協議会）」

○令和3年度に、高知県全域での土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定完了に合わせて、**高知県土砂災害防止対策実施方針**を策定。住民や行政などのあらゆる主体が、「土砂災害を減らす」「備えて住む」「安全に逃げる」の3方針を相互に補完し合い、継続的に取り組むことで土砂災害に備える。

土砂災害防止対策の根本

土砂災害を減らす

- 土石流・流木対策
- 土砂・洪水氾濫対策、流域・流木対策
- がけ崩れ対策
- 地すべり対策
- 砂防関係施設等の長寿命化対策



住まいの減災化

備えて住む

- 土砂災害防止法に基づく建築物の構造規制・開発行為の制限
- 住居の安全な構造の確保
- 安全な地区への移転

命を守る最大の手段

安全に逃げる

- 土砂災害のハザードマップ作成
- 避難計画作成（各家庭、地区等）
- 安全な避難場所の確保
- 早期避難のための土砂災害警戒情報
- 防災情報に関するシステムの整備
- 防災訓練・防災学習

・住民自らの住宅補強を支援！
（「備えて住む」の支援事業）

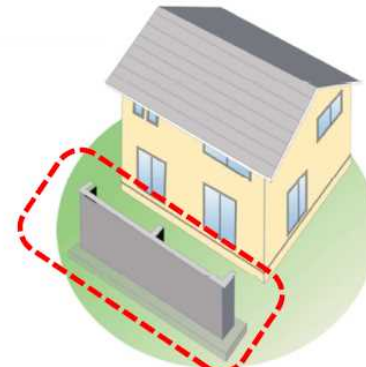
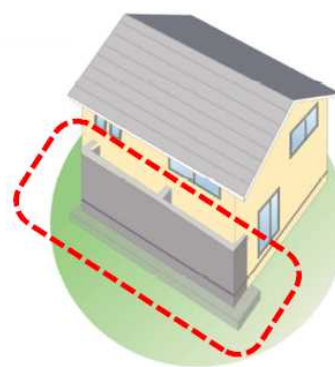
（高知県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等支援事業補助金）

＜補助対象となる構造強化の例＞

既存住宅の建替・増築、住宅の新築※一部要件有を対象
（住宅とは・・・戸建て住宅、共同住宅、店舗等兼用住宅）

①外壁を強化した場合

②防護壁を設置した場合

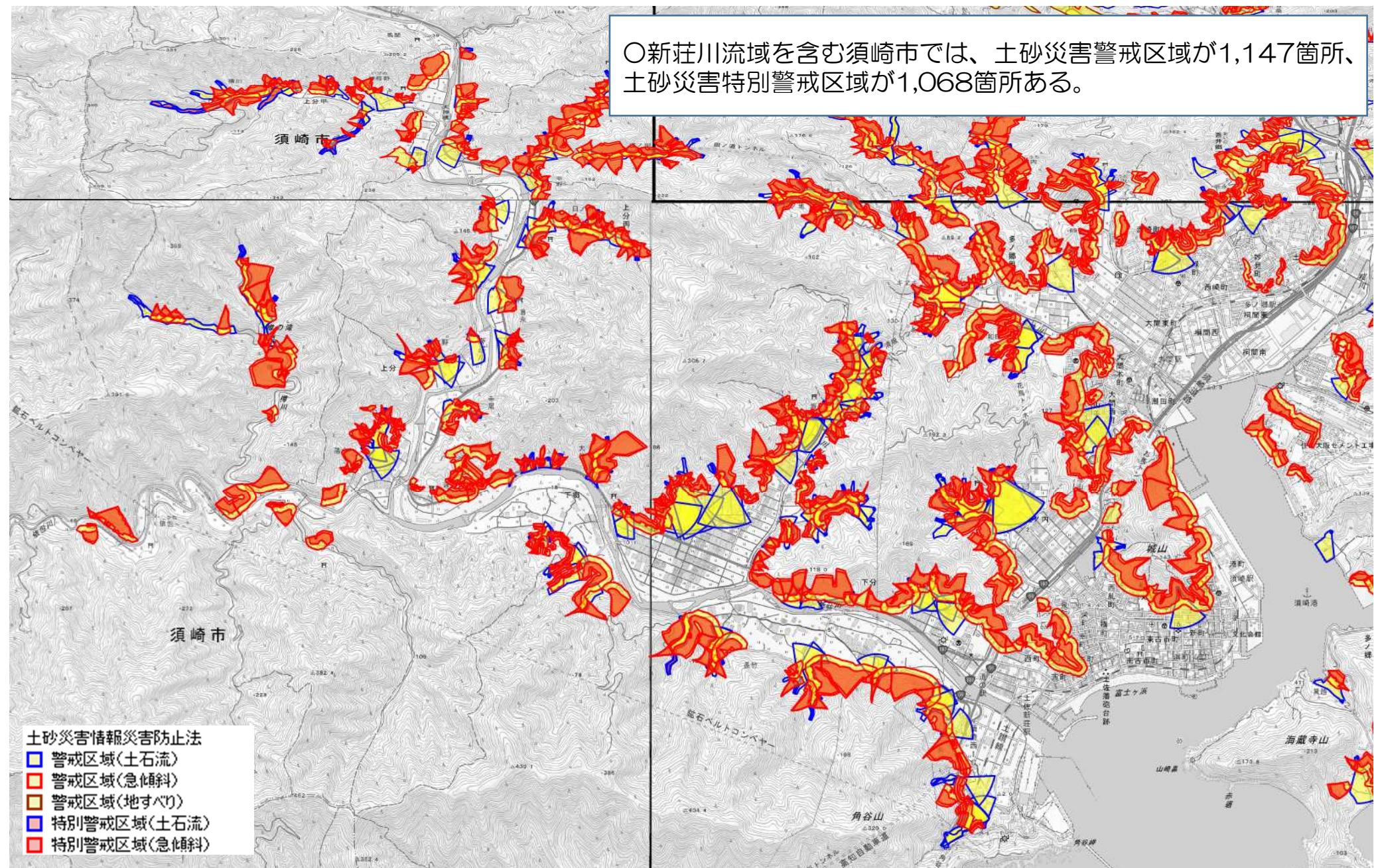


令和3年度に高知県全域で、土砂災害警戒区域等の指定が完了したことに合わせて、安全な土地がない地域での建替等の際に、土砂災害に対して安全な構造とするための外壁補強・防護壁の設置費用を一部助成（対象経費の3/4）する制度を、令和4年度に創設しました。

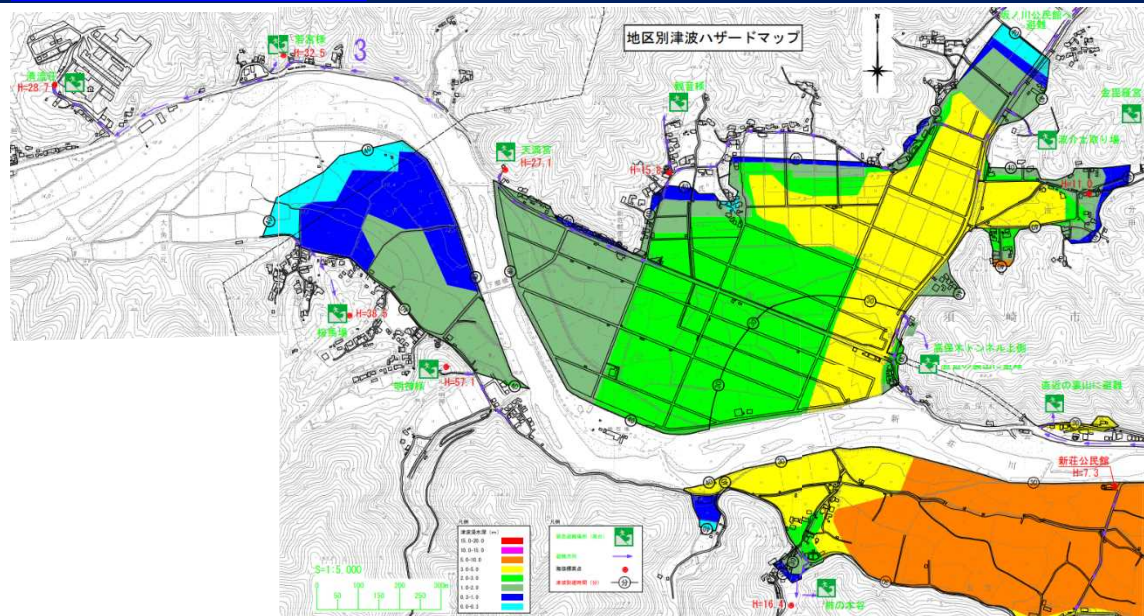
平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化のため、浸水想定区域を公表する制度が新たに創設されたことから、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性についての高潮浸水想定区域図の作成を行い、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図る。



○新莊川流域を含む須崎市では、土砂災害警戒区域が1,147箇所、土砂災害特別警戒区域が1,068箇所ある。



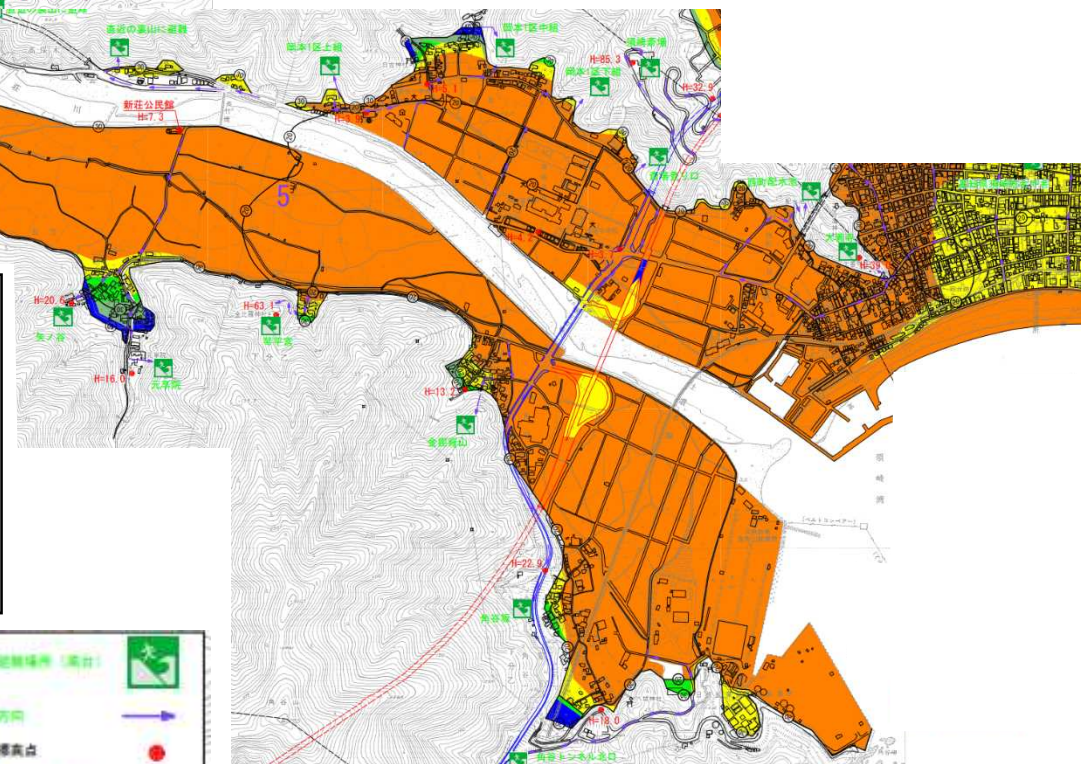
- 土砂災害情報災害防止法
- 警戒区域(土石流)
 - 警戒区域(急傾斜)
 - 警戒区域(地すべり)
 - 特別警戒区域(土石流)
 - 特別警戒区域(急傾斜)



【津波浸水予測図】

このマップは、南海トラフ巨大地震（高知県版第2弾）津波浸水予測を参考にし、最大クラスの津波による浸水域・浸水深を示しています。

- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。
- ・浸水域や浸水深は、局所的な凸凹や建築物の影響などにより、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。



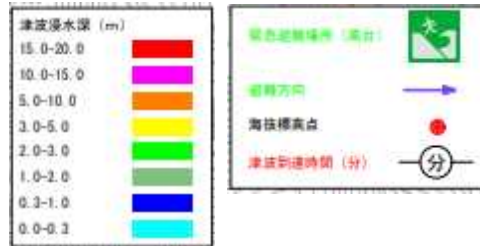
【浸水予測時間】

このマップは、最大クラスの津波による浸水予測時間を示し、足を取られて動けなくなる高さの津波（浸水深30cm）がやってくる時間を示しています。

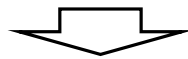
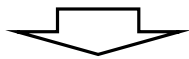
- ・揺れにより倒壊した家屋で津波の方向が変わったり、道路を津波が「走る」ことで、このマップで示した時間より早く到達する可能性があります。
- ・海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。

【指定緊急避難場所】

須崎市では、海拔20m以上で地域の立地条件に応じた場所を指定緊急避難場所として183箇所指定しており、新莊川流域の上分・新莊地区では27箇所指定しています。



- ① H27年1月に「土砂災害防止法」（H13.4施行）が改正され、土砂災害警戒区域の指定に加え、速やかな公表が義務化された。
- ② H27年9月関東・東北豪雨の洪水氾濫被害を受けて、H27年11月に「水防法」が改正され、洪水に係る浸水想定区域について想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の公表が義務化された。
- ③ H29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、市町村は、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付ける等が義務化され、また、施設管理者は、避難確保計画の作成等が義務化された。
- ④ H29年6月、国土交通省は「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、緊急的に実施すべき事項のうち、概ね5年（H33年度）で取り組む事項について、緊急行動計画として取りまとめた。その中で、令和3年度末までに、対象となる全施設で避難確保計画の作成・避難訓練を実施することが明記された。
- ⑤ R3年7月に、令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設が河川の氾濫によって浸水し、甚大な人的被害が生じたことを受けて、「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、施設の管理者等は、市町村への避難訓練の結果の報告が義務化された。
また、市町村は、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けたときは、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言又は勧告をすることができると規定された。



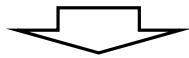
「水防法」に基づく浸水想定区域の指定及び公表

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定及び公表

国
県

令和3年7月に想定最大規模降雨を対象とする浸水想定区域図公表の義務化河川が、住宅や要配慮者利用施設等の防護対象がある河川全てに拡充されたことから、今後更に指定・公表を前倒していく。
令和5年9月末時点で⑤対象河川約400河川のうち、80河川公表済

対象	土砂災害警戒区域数
高知県	20,012箇所



市町村

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付け
 - ・ 洪水、土砂災害ハザードマップの公表
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告について、必要な助言又は勧告を行う



施設管理者

- (H29水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- (R3水防法及び土砂災害防止法改正)
- ・ 避難訓練結果の報告

【地域防災連絡協議会】

市内8地区で組織されており、各地区の自主防災組織や町内会（自治会）等を中心に、学校や保育園、保護者会やPTA、事業所等と連携し、地域全体で防災対策に取り組んでいる。

また、地域防災連絡協議会のつながりと防災活動の連携・協力支援を図るため、警察署や消防署等と須崎市防災連合会を組織し、市民一人ひとりが安全に安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを進めている。

【活動内容】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと、地域の災害危険箇所の把握や防災知識を高めるため小学校や保育園などと協力した避難訓練や防災学習の実施、避難道および避難場所周辺の草刈りを行っている。また、須崎市総合防災訓練へ参加し、災害時の情報収集・伝達や避難誘導など防災活動に必要な知識を高めるとともに、地域住民に対しても訓練参加を呼び掛けている。

地区	名称	事務局
上分	上分地区防災連絡協議会	上分公民館
新莊	新莊地区防災連絡協議会	新莊公民館
安和	安和地区防災連絡協議会	安和集落活動センター
須崎	須崎地区防災連絡協議会	須崎公民館
多ノ郷	多ノ郷地区防災連絡協議会	多ノ郷公民館
南	南地区防災連絡協議会	南公民館
吾桑	吾桑地区防災連絡協議会	吾桑公民館
浦ノ内	浦ノ内地区防災連絡協議会	浦ノ内公民館

【須崎市防災連合会総会】



広域防災拠点とは

災害時における緊急避難場所としてのみでなく、臨時ヘリポートや耐震性非常用貯水槽なども備えた広域的な防災拠点施設。

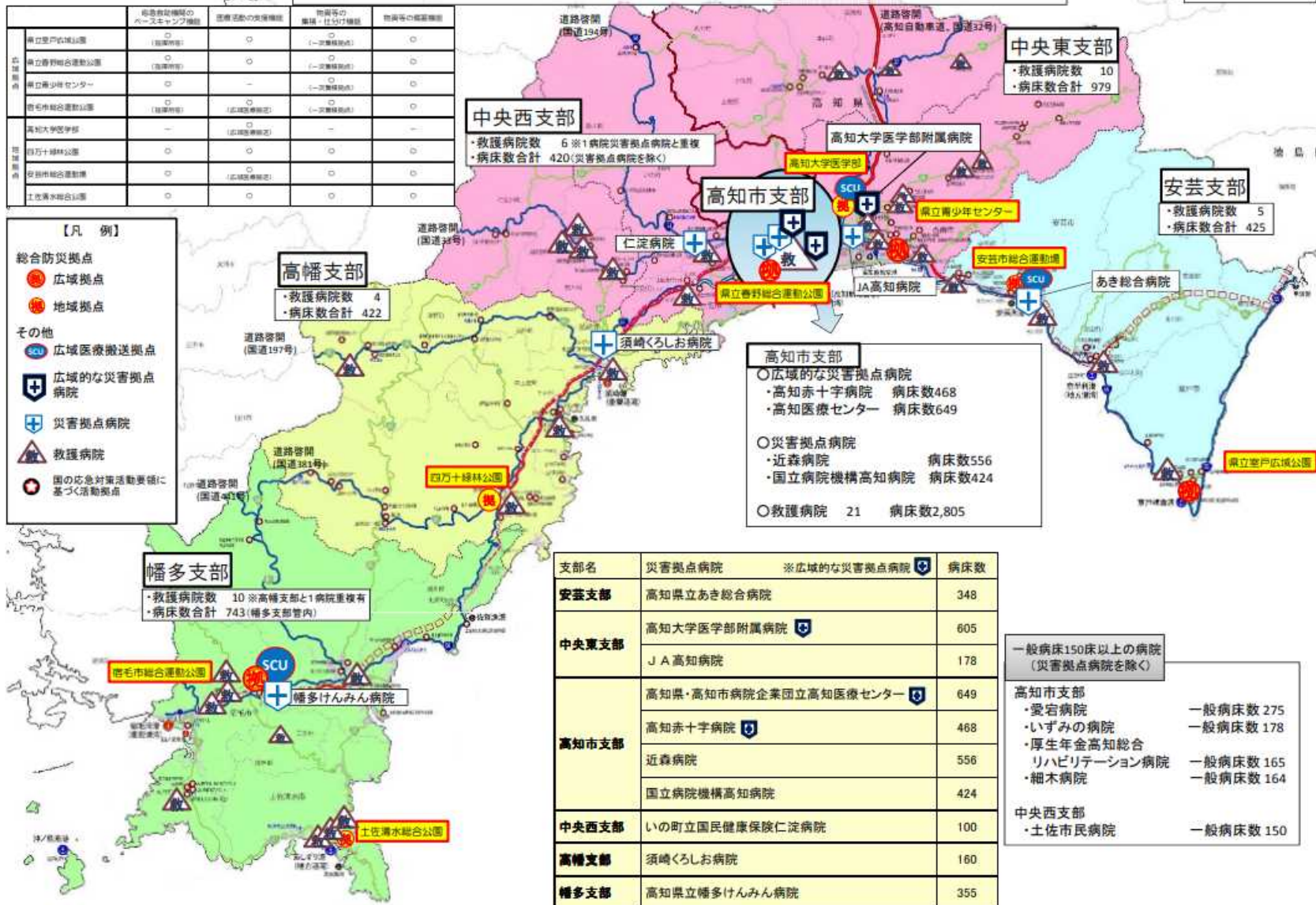
総合防災拠点及び広域医療搬送拠点、災害拠点病院等の配置図

参考資料9

	総合防災拠点の ホームページ機能	避難活動の実施機能	避難所の 確保、仕分け機能	避難所の 設置機能
高知市総合運動公園	○	○	○(一次避難所)	○
高知市総合運動公園	○	○	○(一次避難所)	○
高知市総合運動公園	○	○	○(一次避難所)	○
高知市総合運動公園	○	○	○(一次避難所)	○
高知大学医学部	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○
高知市総合運動公園	○	○	○	○

【凡例】

- 総合防災拠点
 - 広域拠点
 - 地域拠点
- その他
 - SCU 広域医療搬送拠点
 - ⊕ 広域的な災害拠点病院
 - ⊕ 災害拠点病院
 - ⚠ 救護病院
 - ⊙ 国の応急対策活動要領に基づく活動拠点



支部名	災害拠点病院 ※広域的な災害拠点病院 ⊕	病床数
安芸支部	高知県立あき総合病院	348
中央東支部	高知大学医学部附属病院 ⊕	605
	J A 高知病院	178
高知市支部	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター ⊕	649
	高知赤十字病院 ⊕	468
	近森病院	556
	国立病院機構高知病院	424
中央西支部	いの町立国民健康保険仁淀病院	100
高幡支部	須崎くろしお病院	160
幡多支部	高知県立幡多けんみん病院	355

一般病床150床以上の病院
(災害拠点病院を除く)

高知市支部	一般病床数
・愛宕病院	275
・いずみの病院	178
・厚生年金高知総合リハビリテーション病院	165
・細木病院	164
中央西支部	一般病床数
・土佐市民病院	150

大雨・豪雨等に備える下水道の対策

県内の下水道において、大雨・豪雨等の災害により被害が生じた施設の早期復旧等を図るため、災害時の支援協定を締結するなどの対策を行っている。

① 災害時の支援協定

大雨・豪雨等の災害発生時に備え、下記の4つの協定を締結している。

- ・災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定（県、16市町村）
 - ・災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定（県、16市町村、日本下水道事業団）
 - ・災害時における高知県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（県、16市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
 - ・災害時等における高知県内の下水道施設の技術支援協力に関する協定（県、下水道及び集落排水事業を所管する23市町村、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部）
- ※（ ）内は協定締結者を示す

② 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

中国・四国地方の自治体において、大規模地震やその他災害により、被災自治体では対応が困難な下水道施設の災害が発生した場合に備え、中国地方整備局、四国地方整備局、県（中国・四国地方）、市（県庁所在地）、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会等の関係機関で、災害時相互支援体制を整備している。

当ルールに基づき、災害支援連絡会議を年1回開催するとともに、年2回程度、情報連絡訓練を実施している。

③ 雨の勉強会

市町村の下水道担当者を対象に、気象庁（高知地方気象台）や四国地方整備局（下水道係）などから講師を招き、高知県の気象特性や防災気象情報、下水道における都市浸水対策の最新の情報などについての勉強会を平成27年度から年1回程度実施している。



雨の勉強会実施状況

◆下水道事業を実施している16市町村

須崎市、安芸市、津野町、須崎市、宿毛市、四万土市、香南市、香美市、東洋町、芸西村、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、梶原町、四万十町

※下線部は雨水対策を実施している11市町村を示す